

## 京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議等設置要綱

### (設置)

第1条 行政と市民が一体となって、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「認知症高齢者等」という。）の権利擁護対策を全市的に推進するため、権利擁護に関わる関係行政機関及び民間団体等（以下「関係団体等」という。）で構成する「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 認知症高齢者等の権利擁護に関する関係施策の総合調整及び情報交換
- (2) 地域や行政区レベルにおける認知症高齢者等の権利擁護の取組みに対する支援及び協力

### (構成)

第3条 連絡会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 別表第1に掲げる者及び京都市長寿すこやかセンター所長
- (2) 別表第2の関係機関及び団体から選任された者
- (3) 学識経験者

### (議長等)

第4条 連絡会議に議長を置く。

- 2 議長は、連絡会議の出席者の互選とする。
- 3 議長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。

### (招集)

第5条 連絡会議は、議長が招集する。

- 2 連絡会議は、年1回以上開催することとする。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、委員を構成員とする課題別部会を設置することができる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、連絡会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

### (運営会議)

第6条 連絡会議の運営に係る必要な事項を協議するため、連絡会議に運営会議を置く。

- 2 運営会議の委員は、連絡会議で選出された関係機関及び団体から選任された者をもって構成する。
- 3 運営会議には、委員の互選により議長を置く。
- 4 運営会議は、必要に応じて議長が招集する。

5 議長は、必要があると認めるときは、運営会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第7条 連絡会議の事務局は、保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議に必要な事項については、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年1月30日から施行する。

第5条及び第6条の規定にかかわらず、第1回目の連絡会議及び運営会議は京都市保健福祉局長が招集する。

附 則

この要綱は、平成13年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月25日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、区役所・支所健康福祉部に関する名称については、平成29年5月8日までは従前のおりとする。

別表第1(第3条第1号関係)

保健福祉局障害保健福祉推進室企画課長
保健福祉局こころの健康増進センター相談援助課長
保健福祉局生活福祉部生活福祉課長
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部児童福祉センター発達相談所発達相談課長
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進担当部長
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課長
文化市民局消費生活総合センター長
消防局安全救急部市民安全課長
区役所・支所健康福祉部健康長寿推進課担当課長
区役所・支所健康福祉部障害保健福祉課長

別表第2(第3条第2号関係)

京都府医師会
京都府介護支援専門員協議会
京都府介護福祉士会
京都府行政書士会
京都府警察本部
京都公証人合同役場
京都司法書士会
京都市社会福祉協議会
京都府社会福祉協議会 きょうと高齢者・障害者生活支援センター
京都社会福祉士会
京都人権擁護委員協議会
京都市精神障害者家族会連絡協議会
京都精神病院協会
京都精神保健福祉士協会
成年後見センター リーガルサポート京都支部
京都市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会
京都知的障害者福祉施設協議会
京都市障害者地域生活支援センター
京都地方法務局
京都手をつなぐ育成会
認知症の人と家族の会京都支部
京都弁護士会
京都市民生児童委員連盟
京都市老人福祉施設協議会